

# 建築物石綿含有建材調査者講習について

令和5年10月1日から、建築物の解体作業等においては、石綿等の使用の有無についての調査が必要とされ、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。

香川労働基準協会では、一般建築物石綿含有建材調査者講習を開催します。

## ■ 一般建築物石綿含有建材調査者講習（2日間）

### 1.受講資格

受講資格は、下表のとおりです。受講資格の2～11については、実務経験の事業者証明が必要です。  
受講資格の2～11については、実務経験の事業者証明が必要です。

	受 講 資 格
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者

## 2.受講料・テキスト代

受講料（金額は消費税含む。以下同じ）	テキスト代	受講料・テキスト合計額
一般建築物石綿含有建材調査者講習 45,000円	5,280円	50,280円

※使用テキスト：【石綿含有建材調査者テキスト 第1版】中央労働災害防止協会

## 3.受講科目と講義の時間

### ■ 一般建築物石綿含有建材調査者講習の科目及び講義時間

1日目	
講習科目等	講義時間
科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	
講習科目等	講義時間
科目4. 現場調査の実際と留意点	4時間
科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査	1.5時間

\* 休憩時間等は講義時間とは別に設けます。

## 4.受講申込方法

- (1) 受講申込書に受講資格を証する書類、本人確認書類の写しを添付の上、講習開始日の14日前までに到着（必着）するように郵送にて提出ください。
- (2) 受講申込が、各回の定員に達し次第、受付を終了させていただきます。予約の申込は受付けていません。

受講資格の確認に時間がかかる場合があります。

指定する期日までに必要な書類が揃わなかった場合は受講できません。

【郵送先】〒761-8031 高松市郷東町436番地3

一般社団法人 香川労働基準協会 宛

## ■「受講資格を証する書類」

受講資格区分	実務経験証明書	添付書類等
1	—	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
2	○	卒業証明書（原本）
3	○	卒業証明書（原本）
4	○	卒業証明書（原本）
5	○	卒業証明書（原本）
6	○	不要
7	○	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し
8	○	（行政機関職務履歴証明書の写しでも可）
9	○	（行政機関職務履歴証明書の写しでも可）
10	△	人事発令通知書の写し（実務経験証明書でも可）
11	○	不要

- \* 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、「履修科目証明書」（原本）若しくは「成績証明書」（原本）を添付してください。
- \* 卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」（原本）若しくは「成績証明書」（原本）の提出を求めることがあります。
- \* 卒業証明書・修了証等の証明書類と現在の氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる公的書類（戸籍抄本等）を添付してください（返却いたしません）。※個人番号（マイナンバー）が記載されていないものにしてください。
- \* 旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書（住民票の写し等）で、旧姓・通称が確認できるものがが必要です。

## ■「本人確認書類(免許証など)の写し」

◎ 法令等に基づき公的機関、団体などが発行したもので、氏名、生年月日の記載があり、かつ鮮明な顔写真付きで有効期限内の証明書

- ・ 運転免許証【両面】
  - ・ 日本国旅券(パスポート)【顔写真・氏名・生年月日が載っている面】
  - ・ 住民基本台帳カード(顔写真付きのものに限る)【両面】
  - ・ 個人番号カード(マイナンバーカード)【表側(顔写真が載っている面)のみ】個人番号は不要
- 上記のいずれかの写し

## 5. 申込書の確認・受講の決定

- ① 受講資格の有無について申込書類の確認を行います。
- ② 申込書類の確認後、受講票を送付します（講習の概ね2週間以内）。

受講票を受け取りましたら「受講日時」、「受講会場」等をご確認ください。

\* 記入事項等に虚偽が判明した場合は、講習修了後でも無効となり、本件講習に係る再受講はできません。

## ■ 受講料の支払い方法

\* 受講料、テキスト代については、受講票と同時に請求書を郵送しますので、期限内に下記にお振込みください。

受講手数料収納後、開講日の前々日(休日は除く)までのキャンセル以外は受講料の返還はできません。

### 【振込先】

百十四銀行 県庁支店 普通預金 口座0067684

一般社団法人香川労働基準協会 (注：振込手数料は受講者負担)

## 6. 講習当日の注意点

- ①講習では遅刻は認められません。必ず各科目の開始前までに着席するようお願いします。  
万一、開始時間を過ぎてても着席されていない場合は欠席扱いとなります。
- ②受講当日は、会場の受付で受講票を提出し、受付印を受けてください。
- ③お車でお越しの方は、当会館受講者用駐車場をご利用ください。

## 7. 修了考査

- ①全講習科目を受講した方のみ修了考査を受験することができます。  
欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。
- ②修了考査の方法は、以下のとおりです。  
**■一般建築物石綿含有建材調査者講習・・・筆記試験(マークシート形式)**  
\* 筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)が必要です。
- ③合否の基準  
筆記試験の満点が100%として、「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ④結果の通知  
修了考査終了後、2週間を目安に郵送にて通知します。  
合格者 「建築物石綿含有建材調査者講習修了証」の送付  
不合格者 「受講証明書」の送付
- ⑤不合格となった方  
送付した「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必要となる書類です。  
有効期限内であれば再受験することができます。  
(「8.修了考査再受験の方法」を参照してください)。  
\* 有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです。
- ⑥修了考査の内容及び個別合否の結果についての問合せには一切応じられませんので予めご了承ください。

## 8.修了考査再受験

修了考査再受験は、香川労働基準協会の一般建築物石綿含有建材調査者講習受講者に限り再受験できます。  
修了考査再受験日程および申込手続きについては、受講証明書交付の際にご案内いたします。

### 修了考査再受験料（消費税込み）

■一般建築物石綿含有建材調査者講習 5,500円（消費税込み）

### ■受験申込方法

- ①「修了考査再受験申込書」に必要事項を記入し、「受講証明書」の写しを添付の上、再試験日の10日前までに到着（必着）するよう郵送にて提出ください。  
※「受講証明書」を紛失した場合は再発行いたしますのでご連絡ください。
- ②受験料は、遅くとも再試験日の7日前までに、銀行振込にて下記に入金ください。
- ③①が到着し、受講料振込みを確認後、約3営業日以内に必要書類を発送させていただきます。

### 【振込先】

百十四銀行 県庁支店 普通預金 口座0067684  
一般社団法人香川労働基準協会 （注：振込手数料は受講者負担）